

平成23年第2回土別市議会臨時会会議録

平成23年5月10日(火)

午前10時00分 開会

午前10時59分 閉会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 報告第 2号 専決処分の報告について

日程第 3 報告第 3号 専決処分の報告について

日程第 4 議案第43号 土別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する
条例について

日程第 5 議案第44号 土別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第45号 平成23年度土別市一般会計補正予算(第3号)

日程第 7 議案第46号 固定資産評価員の選任について

閉会宣告

出席議員(20名)

| | | | | |
|-----|-----|----------|-----|-------------|
| 副議長 | 1番 | 遠山 昭二 君 | 2番 | 十河 剛志 君 |
| | 3番 | 松ヶ平 哲幸 君 | 4番 | 渡辺 英次 君 |
| | 5番 | 丹 正臣 君 | 6番 | 粥川 章 君 |
| | 7番 | 出合 孝司 君 | 8番 | 伊藤 隆雄 君 |
| | 9番 | 谷口 隆徳 君 | 10番 | 国忠 崇史 君 |
| | 11番 | 小池 浩美 君 | 12番 | 山田 道行 君 |
| | 13番 | 井上 久嗣 君 | 14番 | 岡崎 治夫 君 |
| | 15番 | 田宮 正秋 君 | 16番 | 神田 壽昭 君 |
| | 17番 | 菅原 清一郎 君 | 18番 | 斉藤 昇 君 |
| | 19番 | 岡田 久俊 君 | 議長 | 20番 山居 忠彰 君 |

出席説明員

| | | | |
|-----------------------------|---------|-------|---------|
| 市 長 | 牧野 勇司 君 | 副 市 長 | 相山 佳則 君 |
| 総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長 | 鈴木 久典 君 | 市民部長 | 三好 信之 君 |
| 保健福祉部長 | 織田 勝 君 | 経済部長 | 林 浩二 君 |

| | | | |
|-----------------|-------|---------------|--------|
| 建設水道部長 | 土岐浩二君 | 朝日総合支所長 | 高橋哲司君 |
| 市立病院 事務局長 | 吉田博行君 | 総務課長 | 沼田浩光君 |
| 財政課長 | 法邑和浩君 | | |
| 教育委員会 委員長 | 尾崎学君 | 教育委員会 教育長 | 安川登志男君 |
| 教育委員会 生涯学習部長 | 石川誠君 | | |
| 農業委員会 会長 | 松川英一君 | 農業委員会 事務局長 | 秋山照雄君 |
| 監査委員 | 三原紘隆君 | 監査委員 事務局長 | 高岩淑通君 |

事務局出席者

| | | | |
|------------------|-------|------------------|--------|
| 議会事務局長 | 藤田功君 | 議会事務局 総務課長 | 浅利知充君 |
| 議会事務局 総務課主幹 | 東川晃宏君 | 議会事務局 総務課主任主事 | 御代田知香君 |
| 議会事務局 総務課主任主事 | 樫木孝士君 | | |

(午前 10時00分 開会)

議長(山居忠彰君) 平成23年第2回臨時会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長(山居忠彰君) 本臨時会の会議録署名議員には、7番 出合孝司議員、8番 伊藤隆雄議員、9番 谷口隆徳議員を指名いたします。

議長(山居忠彰君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第 2号 専決処分の報告について

報告第 3号 専決処分の報告について

議案第43号 土別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 土別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第45号 平成23年度土別市一般会計補正予算(第3号)

議案第46号 固定資産評価員の選任について

2. 意見書の処理結果は次のとおりである。

| 議決年月日 | 件 名 | 提出年月日 | 提 出 先 |
|---------|---------------------|---------|--|
| 23.3.18 | 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書 | 23.3.18 | 内閣総理大臣 厚生労働大臣 |
| " | 保育制度改革に関する意見書 | " | 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 内閣府特命担当大臣 (行政刷新) (少子化対策) 国家戦略担当大臣 衆議院議長 参議院議長 |

| 議決年月日 | 件 名 | 提出年月日 | 提 出 先 |
|---------|-----------------------|---------|--|
| 23.3.18 | 平成23年度畜産物価格決定等に関する意見書 | 23.3.18 | 内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣 衆議院議長 参議院議長 |

3. 本会議に出席する者は次のとおりである。

| | | | |
|-----------------------------|---------|---|---------|
| 市 長 | 牧野 勇 司 | 副 市 長 | 相 山 佳 則 |
| 総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長 | 鈴 木 久 典 | 市 民 部 長 | 三 好 信 之 |
| 保健福祉部長 | 織 田 勝 | 経 済 部 長 | 林 浩 二 |
| 建設水道部長 | 土 岐 浩 二 | 朝日総合支所長 | 高 橋 哲 司 |
| 市立病院 事務局 長 | 吉 田 博 行 | 企画振興室長 | 大 崎 良 夫 |
| 市民部次長 兼環境生活課長 | 石 川 敏 | 保健福祉部次長 兼福祉課長 | 小ヶ島 清 一 |
| 保健福祉部 こども・子育て 応援室 長 | 池 田 文 紀 | 保健福祉部 コスモス苑所長 | 仁 村 光 春 |
| 経済部次長兼 国営農地再編推進室長 | 佐々木 勲 | 建設水道部次長 兼建築課長 | 小山内 弘 司 |
| 建設水道部技監 | 佐々木 辰 彦 | 朝日総合支所次長 兼地域振興課長(併) 選挙管理委員会 事務局 次長 | 川 村 慶 輔 |
| 市立病院事務局 次長兼医事課長 | 粟 根 禎 二 | 会 計 室 長 | 近 藤 康 弘 |
| 総 務 課 長 | 沼 田 浩 光 | 財 政 課 長 | 法 邑 和 浩 |
| 市 民 課 長 | 渡 辺 幸 明 | 市 民 部 参 事 | 佐々木 幸 美 |
| 税 務 課 長 | 得 字 繁 美 | 介 護 保 険 課 長 | 米 谷 祐 子 |

| | | | |
|---|-------|--|--------|
| 保健福祉センター所長兼 成人病健診センター所長 | 菅井 勉 | 教育委員会 委員長 | 尾崎 学 |
| 教育委員会 委員長職務代理者 | 千田 秀昭 | 教育委員会 教育長 | 安川 登志男 |
| 教育委員会 生涯学習部長 | 石川 誠 | 教育委員会 生涯学習部次長 兼社会教育課長 兼つくも青少年の家所長 | 那須 政士 |
| 教育委員会 生涯学習部次長 兼スポーツ課長 兼総合体育館長 兼青少年会館長 | 古川 靖弘 | 教育委員会 学校教育課長 | 青山 博久 |
| 農業委員会 会長 | 松川 英一 | 農業委員会 職務代理者 | 飛世 薫 |
| 農業委員会 事務局長 | 秋山 照雄 | 監査委員 | 三原 紘隆 |
| 監査委員 事務局長 | 高岩 淑道 | | |

5. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

| | | | |
|------------------|-------|------------------|--------|
| 議会事務局長 | 藤田 功 | 議会事務局 総務課長 | 浅利 知充 |
| 議会事務局 総務課主幹 | 東川 晃宏 | 議会事務局 総務課主任主事 | 御代田 知香 |
| 議会事務局 総務課主任主事 | 榎木 孝士 | | |

以上報告する。

平成 23 年 5 月 10 日

士別市議会議長 山居 忠 彰

議長（山居忠彰君） それでは、これより議事に入ります。

日程第 1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第2、報告第2号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。ただいま議題となりました報告第2号 平成22年度士別市一般会計補正予算（第15号）の専決処分について、その内容を御説明申し上げます。

本補正は、去る3月11日に発生した観測史上最大規模の東日本大震災により、東北地方から関東地方の太平洋沿岸において津波や建物倒壊で多数の死傷者、行方不明者が出ているほか、数十万人の方々が避難所生活を余儀なくされるなど、未曾有の被害があったことから、これらの被災地に対して、日本赤十字社を通じて義援金500万円を送ることとし、予算措置したもので、早急に対応する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次第であります。

なお、これに要する財源といたしましては、地方交付税をもって収支の均衡を図ったところであります。

よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第2号は、原案のとおり承認と決定いたしました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第3、報告第3号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました報告第3号 平成23年度士別市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について、その内容を御説明申し上げます。

本補正は、東日本大震災で被災し、亡くなられた方の御遺族に対する弔慰金など、早急に対応を要するものについて予算措置をしたもので、以下、その主な内容について御説明申し上げます。

まず、民生費では、宮城県多賀城市において、津波被災により亡くなられた市民お二人の御遺族に対し、士別市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めにより、それぞれ250万円を支給することとし、500万円を計上したほか、総務省及び全国市長会からの要請により、被災地に派遣する市職員に対する破傷風ワクチン接種料6万8,000円及び被災者用の避難住宅に係る生活用品整備経費として40万円を計上しました。

また、労働費では、東日本大震災による被災者の雇用の場を確保するため、緊急雇用創出事業により対処できるよう措置されることになったため、本市においても3名分の雇用を見込み、賃金・共済費あわせて358万1,000円の予算措置をし、早急な対応を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した次第であります。

なお、これらに要する財源といたしましては、道支出金及び地方交付税の一般財源をもって収支の均衡を図った次第であります。

よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

小池浩美議員。

1 1 番（小池浩美君） 労働費の緊急雇用創出事業費、東日本大震災に伴う緊急雇用創出事業の 358 万 1,000 円にかかわってお聞きしたいと思います。今、市長から御説明がありましたけれども、もうちょっと詳しく説明をいただきたいと思います。雇用条件、あるいは3名ということになっていますが、もう既に被災された方が3名土別に来ておられて、こういうことになったのか。そこら辺もうちょっと中身的に詳しく御説明をいただきたいと思います。

議長（山居忠彰君） 沼田総務課長。

総務課長（沼田浩光君） お答えいたします。

この事業につきましては、道の交付金対象事業としましての事業となっております。このたびの東日本大震災によって被災をされた対象の各県から、それぞれ避難をされてきた方たちの失業されている、そして雇用を求めている、そういう方たちを緊急的に雇用する事業でございます。

それで、本市で予算づけ3名をしました理由といたしますのは、既に4月の中旬にお一人栃木県のほうで被災をされまして、土別市に居住されている方がいらっしゃいます。それと、今月の中旬に、これも栃木県の方であります。栃木県の県庁のほうとそれぞれ調整を図っているところでありますが、4名一世帯の方が土別市を頼ってこられる予定となっております。ですから、今現段階でこの雇用条件に合致をされている方は1名でございますが、今後、土別市を頼ってこられる方も含めまして3名の予算を措置したところであります。

以上です。

議長（山居忠彰君） 小池議員。

1 1 番（小池浩美君） それで、きょうの新聞では、臨時職員の募集ということで広告が出ましたけれども、これは、募集期間が5月18日までということで、あまり期日がなく短いということになっています。それで、申し込み資格が、災害救助法適用地域に居住し失業した、または求職している方で、現在、土別市に転入されている心身ともに健康な方ということになっていますので、もう今、既に向こうからこちらに居住して、土別市民になっている人しか対象にならないというふうに解釈もできるのですが、まだこれから、またどんどん来たいという人がいるんじゃないかと思うのですが、そこら辺のところの枠の柔軟性といいますか、そういうのはどういうふうになっているのでしょうか。

議長（山居忠彰君） 沼田課長。

総務課長（沼田浩光君） この件であります。一定の基準としまして5月18日までの募集期間というふうにさせていただきました。今後の被災された対象県からの土別市への居住の部分につきましては、随時、私どもと対象県の県庁とが協議をしております。ですから、被災された県から北海道士別市を頼って、こういう方が何月の何日頃に、土別市の誰々を頼って居住をしますよというような情報が逐一入ってございます。ですから、そうした中で情報をつかみ次第、そちらの避難先の方へ周知をしながら、また、避難された方が土別に到着された時点で、すぐ接触を図りまして、こうした制度を活用してもらえようように努めていく次第であります。

以上です。

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） それとですね、この緊急雇用創出事業、これは、国から交付金が都道府県に交付されて北海道が基金をつかって、北海道から市町村へ基金の補助金として交付するという仕組みだと思うんですが、今回のこれを見ますと一般財源ということで358万円が出ているんですが、これは、どういうふうに解釈したらよろしいのでしょうか。

議長（山居忠彰君） 法邑財政課長。

財政課長（法邑和浩君） 今回一般財源ということで、財源については措置しております。これは北海道の基金事業でありますので、通常ですと道の支出金ということになるところでありますけれども、今回につきましては、道の要綱の改正が7月に予定されておまして、今のところ北海道としましても、全額基金の充当ができるかどうか未定であるといったような状況でありまして、今回の補正につきましては、一たん一般財源をもって措置をしておりますけれども、最終的には恐らく道の要綱等が整備された後につきましては、道支出金ということになるものというふうに考えております。

議長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第3号は、原案のとおり承認と決定いたしました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第4、議案第43号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君） （登壇） ただいま議題となりました議案第43号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本条例改正は、総務省、全国市長会からの要請をはじめとして、東日本大震災における被災地への人的支援を行うに当たり、被災地での業務遂行には危険性、特殊性及び精神的負担を伴うことから、その活動に従事する職員に対し、日額1,000円の特殊勤務手当を支給できるよう改正しようとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第5、議案第44号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条

例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第 44 号 土別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

この条例改正は、国の緊急少子化対策に係る暫定措置として、平成 21 年 10 月から 23 年 3 月までの出産育児一時金について、本来の支給額 35 万円に 4 万円を加算し、39 万円の支給額としておりましたが、健康保険法施行令等の一部改正により、23 年 4 月以降、この加算額相当分を恒久措置化し、引き続き 39 万円を支給しようとするものであります。

なお、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する産科医療補償制度の加入分娩施設における出産につきましては、現行どおり当該制度の掛金相当分の 3 万円を加え、支給額は 42 万円となるものであります。

また、この政令は、本年 3 月 30 日に公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行となりましたことから、本市におきましても施行日以降の出産から遡及して適用しようとするものであり、この条例改正に伴う財源につきましては、現行予算の中で対応するものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第 6、議案第 45 号 平成 23 年度土別市一般会計補正予算（第 3 号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第 45 号 平成 23 年度土別市一般会計補正予算（第 3 号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正は、東日本大震災の被災地を支援するための職員派遣に要する経費のほか、C 型肝炎ウイルス対策事業など、当面措置を要するものについて所要の補正をいたそうとするもので、以下その主な内容について順次御説明申し上げます。

まず、民生費では、医療法人社団三愛会が事業主体となり整備する、小規模老人保健施設及び株式会社かしの木が実施する、小規模多機能居宅介護施設のスプリンクラー整備事業について、道補助の内示を受けたことから、両法人に対する補助金 7,276 万 8,000 円を計上しました。

また、東日本大震災被災対策事業費において、ただいま議決をいただきました特殊勤務手当などを含め、派遣に要する旅費等の経費 100 万 3,000 円のほか、救援物資として被災地へ送った非常用給水袋の補充費 19 万 6,000 円を合わせて 119 万 9,000 円を計上しました。

次に、衛生費では、C 型肝炎対策事業費において、肝炎検査を受診したことの無い市民のうち、40 歳以上で 5 歳刻みの年齢の方を対象として、検診に係る費用を補助事業により全額助成すること

とし、推計による対象者 410 人に対する検診料 115 万 9,000 円を計上するとともに、大腸がん検診で、40 歳から 60 歳までの 5 歳刻みの節目の年齢を迎えた市民を対象に無料クーポン券を送付し、受診促進を図るため、推計対象者 390 人に対する検診料 158 万円を計上しました。

次に、農林水産業費では、森林農地整備センターの受託事業として実施する、分収造林地の間伐及び植林事業について、東日本大震災に係る復旧用資材として、間伐材利用の要請があったため、早急に対応を図ることとし、2,000 万円を計上しました。

また、土木費では、西団地 A 棟の建てかえについて、当初予算では、国の交付金の減額により 2 力年で実施を予定していたところではありますが、このたび交付金の増額内示があり、今年度内での完成が見込めることになったため、この追加事業費として 4,965 万 6,000 円を計上するとともに、教育費では、上土別中学校の屋内消火栓ポンプが故障し、防火体制に支障をきたす恐れがあるため取り替えることとし、工事費 268 万 8,000 円を計上しました。

なお、これらに要する財源として、国・道支出金などの特定財源のほか、地方交付税の一般財源をもって収支の均衡を図った次第であります。

また、地方債の変更につきましては、公営住宅整備事業費の増額に伴い、所要の措置を講じた次第であります。

以上、今回の補正の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。御発言ございませんか。

小池浩美議員。

1 1 番（小池浩美君） 民生費の社会福祉費と土木費の住宅費、この 2 つについてお聞きして確認したいと思います。

まず、はじめに民生費の社会福祉費ですが、この小規模多機能居宅介護施設整備補助事業費に 136 万 8,000 円で、これはスプリンクラーの設備をするということでしたが、それで各福祉施設のスプリンクラー設置につきましては、昨年 3 月の予算委員会で、総括質問でお聞きしておりますが、その時の御答弁ではですね、市内 13 の福祉施設を消防署が全部調べたということで、ただ介護施設 9 つあるうち設置されていないのが、グループホーム 1 つ、有料老人ホームが 2 つ、全部で 3 つの施設がまだ設置されていないという御答弁でした。それは昨年 3 月なんです。それで、さらに昨年 12 月の第 4 回定例会におきましては、認知症の高齢者グループ和が、スプリンクラーを設置するということで国庫支出金 511 万 2,000 円が議決されております。したがって、3 つのうち 1 つが設置完了しましたので、残るは有料老人ホーム 2 つの施設だけというふうになりますが、今回、株式会社かしの木さんでつけるということですが、このかしの木さんの一期一会というのは、有料老人ホームではないような気もするんですが。そこで、今回スプリンクラーを設置する施設とは、どういうものなのかということとですね、あと 1 つ残ることになりますが、そこは何という施設で、これからの設置状況、もう今年度中にすべてが完了するのかどうか、そこら辺のことも含めてお聞きしたいと思います。

議長（山居忠彰君） 米谷介護保険課長。

介護保険課長（米谷裕子君） お答えいたします。

平成 22 年の第 1 回定例会の御質問の中で、3 施設が未設置の中で、今、議員さんがお話のようにグループホーム 1 施設につきましては、平成 22 年第 4 回定例会で補正予算可決し、23 年 3 月 16

日にスプリンクラーの工事が終了しています。残り未設置の有料老人ホーム2つにつきましては、有料老人ホームのスプリンクラーの補助金の交付につきましては、道が実施するスプリンクラー整備特別対策事業の対象となりますことから、申請から補助金の交付については道と施設が直接行うこととなっております。スプリンクラー未設置であります2カ所の有料老人ホームは今年度、申請・手続きが終了し補助金交付の決定通知を受けたと聞いておりまして、今年度中に着工する予定であります。

今回補正予算で上げました小規模多機能型居宅介護事業所と申しますのは、入所施設ではありませんけれども、通いと泊まりと訪問サービスを提供する在宅の介護サービスのことでありますけれども、275以下の施設でありますので、消防法の改正によって1,000平方メートル以上から275平方メートル以上に施設の範囲が拡大されたんですけれども、一期一会につきましては275以下でありますので、スプリンクラーの設置義務はございませんが、併設施設であります住宅型有料老人ホームの佳しの木と併設しておりまして、この部分を合わせますと450平方メートル以上の施設となりますことから、スプリンクラーの設置義務が課せられることによって、この小規模多機能型居宅介護事業所のスプリンクラーの設置補助については、市町村の今回の介護基盤緊急整備等特別対策事業の中のスプリンクラー整備特別対策事業に小規模多機能型、いわゆる地域密着型の施設が含まれておりますことから、今回補正を上げさせていただきまして可決されたならば、有料老人ホーム、これは、道に直接申請をして行うスプリンクラーの工事ですけれども、これとあわせて併設してある一期一会と佳しの木については、スプリンクラーの工事を今年度中に着工する予定であります。

もう1つ未設置であります、同じ株式会社かしの木が設置しておりますかしの木につきましては、介護つき有料老人ホームであります。これについても先ほど申し上げましたように、有料老人ホームのスプリンクラーの補助金は道の補助事業となっておりますことから、かしの木が設置しております住宅型有料老人ホーム佳しの木と介護つき有料老人ホームかしの木につきましては、2施設同時に道の補助申請をしまして、交付決定がされておまして、一期一会と併設している佳しの木と併設していない単独の有料老人ホームかしの木については、スプリンクラーは道の補助と市の補助を受けて5月以降着工する予定であります。

以上です。

議長（山居忠彰君） 小池浩美議員。

11番（小池浩美君） 名前が似ているのでちょっと。残っていた有料老人ホーム2つというのは、佳しの木とかしの木ですね。これが2つ残っていたんですね。そして、佳しの木には一期一会が併設されていて、今回は併設された一期一会の部分にスプリンクラーを設置するということだと私は理解しております。しかがって、併設している佳しの木、大きいほうですね、有料老人ホーム。そして、もう1つの有料老人ホームかしの木、これは道の補助金が直接施設との契約で出てくるので予算書には上がらないんですけれども、これも年度内には完了することになっていると、そういうふうに解釈してよろしいですか。

議長（山居忠彰君） 米谷課長。

介護保険課長（米谷裕子君） お答えいたします。

株式会社かしの木が経営いたします佳しの木とかしの木につきましては、道に補助の申請を提出して、既に道のほうから決定通知を受けたことによりまして、今回この議会で補正の議決を受けましたなら、3施設あわせて年度中にスプリンクラー工事すべて終了となる予定であります。

以上です。

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） この部分はわかりました。

次、土木費の住宅費のほうでお聞きしたいと思います。公営住宅西団地がいよいよ新しく建設される運びになっておりますが、このことについても昨年の6月の定例会で、この西団地の建てかえに伴って団地に住んでいる方々のいろいろな心配や不安、こういうものについてきめ細かく対応策を取って、そういう不安をないようにして進めてほしいということを質問しております。その後、行政側のきめ細かい対応もありまして混乱もなく、それぞれ移転する方は移転されていったというふうに聞いておりますが、そこで、今日までのものでよろしいんですが、ここから移転された住民の戸数とそれぞれの移転先を教えてくださいたいと思います。

また、建てかえられた新しい西団地にまた再び戻ってきて住みたいと、こういうふうに希望する世帯はどれほどいるかというようなこともお聞きしたいと思います。

さらに、ほかの団地等にもたくさんの方が移られていると思うんですが、もう新しい西団地には戻らないというような方々はどんな理由なのか。家賃が高くなるから戻らないというのかどうか。もう、今一たん移転したところでずっとそれでいいよというようなのは、どういう理由なのか。そこから辺、住民の方々の心情も私は知りたいと思いますので、もし、把握されているのなら教えてくださいたいと思います。

以上です。

議長（山居忠彰君） 小山内建設水道部次長。

建設水道部次長（小山内弘司君） お答えいたします。

まず、西団地の建てかえに伴って、今年の3月までに移転された方は全体で32世帯でございます。移転先といたしましては、公営住宅が28世帯、公営住宅以外の民間等になろうかと思っておりますが4世帯でございます。公営住宅につきましては、東山が3世帯、北部団地が5世帯、桜丘が4世帯、寿が2世帯、つくもが1世帯、西団地が6世帯、西栄が4世帯、水郷団地が2世帯、東雲が1世帯の計28世帯というふうになってございます。

それから、新しい団地に再び希望する戸数ということでございますけれども、移転されました32世帯のうち9世帯が新しい西団地に戻るといって仮移転、仮入居をされてございます。

それから、戻らない方たち、完全に西団地から転居されたという方たちは23世帯でございます。戻らない理由といたしましては、私ども昨年からの移転に伴いまして、各世帯について御希望等も聞いてございます。その中でやはり1番多かったのは、病院に近いところに入りたい、また、商店に近いところに入りたいということの希望が多くございました。なるべくそれに配するような形で、そのような団地が空いた時に、そこに入居していただくという形をとったところでございます。一応大きな理由としては、そういう形で転居されたというふうな形でお聞きしております。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。

斉藤 昇議員。

18番（斉藤 昇君） ひとつは、三愛会に対する補助金7,200万円ついておりますけれども、これの総事業費。定員は29人だというふうに言ってるんだけど、そのほかに、まだこれらの希望者といいますが、待機者はどのくらいいるのかってことでありますとか、それから、29人希望

なわけですから、これによって雇用はどのくらい増えるのかってということなんかも含めて、この際お聞きをしておきたいと思います。

議長（山居忠彰君） 米谷課長。

介護保険課長（米谷裕子君） お答えいたします。

小規模老人保健施設ボヌール士別の総事業費であります、2億219万円となっております。

次に、施設の待機状況についてでありますけれども、平成23年2月の時点で特別養護老人ホーム、老人保健施設、それから認知症のグループホームでありますとか、介護つき、あるいは住宅型有料老人ホームの待機者すべて合わせますと、265名の方が待機しているというふうに報告を受けております。

それから、この小規模老人保健施設を建設することによって、雇用がどのくらいかということありますけれども、看護職員が3人、介護職員が13人、合計16人雇用する予定であるというふうに報告を受けております。

以上です。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 次に、東日本大震災の関係だけれども、職員は新聞にも16人くらい希望はいるとかっていうふうに出ていたりしたかなと思うんだけど、実際にもう職員の派遣は決まって、何人くらいの派遣がされるのか。それは、日数はどのくらいかっていうことや、それから、現地へ行ってどういう受け入れ態勢というか、連休の時なんかは、随分テントを張ってボランティアの人たちがそこで寝泊りしたり、全部食料なんかも調達してやっていたようだけれども、そういう受け入れ態勢なんかは、向こう側ではどういうふうになっているのか、この点はいかがでしょう。

議長（山居忠彰君） 沼田総務課長。

総務課長（沼田浩光君） まず、今回の職員派遣の部分の状況であります、4月7日に総務省、全国市長会からの要請がありまして、いち早くそれにこたえるべく申請をしたところでございます。この要請につきましては、673名という一般職を中心とした要請でございました。

業務内容といたしましては、罹災証明の発行事務でありますとか、避難所の管理運営事務であります。ということで、いち早く手を挙げたところでありますが、全国市長会から約2,000名、全国町村会を含めると2,500名の要請希望が、参加しますよという希望が集約されました。それで、このたび北海道ブロックとしましては待機という扱いとなっております。5月19日からの、繰り返しますが岩手県、宮城県を中心に参加要請にこたえるべくでありましたが、今回は待機ということであります。

それと、現地での受け入れ態勢についてであります、これは北海道市長会、また全国市長会を通じながら、私どもも大変心配される点でもありましたので詳細に聞きましたが、これは、各県各市町村によって全く状況が違う状況であります。というのは、あるところであれば、テントを張ってでの野営扱いのところもありますし、学校等々の避難所での宿泊という部分もあります。ですから、非常に厳しい状況だということは一致をしているわけですが、それぞれの被災状況によりましてその受け入れ態勢と、それから、人的支援で派遣をされた職員に対するその態勢も変わってきているということでもあります。

以上であります。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) そうするとこれからは、それだけ多く全国の自治体でも手を挙げる自治体があって、この後、派遣要請というのはどういうふうに全国的、あるいは道の市長会などでは、どういう判断をしていらっしゃるのですか。

議長(山居忠彰君) 沼田課長。

総務課長(沼田浩光君) 今後の状況でございますが、今回は、北海道ブロックとしましては待機ということになりましたが、これは、かなりな長丁場になるというふうなことで、全国市長会のほうでも随時、今回応募のあった2,500名に対する支援要請を続けていくということでありまして、いつ要請がきても即こたえられるように待機といった状況であります。

以上です。

議長(山居忠彰君) 斉藤議員。

18番(斉藤 昇君) 次に、C型肝炎ウイルスの検診料、大腸がんの検診料でございますけれども、それぞれ410人、390人というふうに提案説明では言われましたけれども、これは実際の対象者というのは何人くらいで、そしてどういう対象者が390人、どういうふうにしてこの数字を割り出したのかということと、それが増えた場合というのは、どういう対応をしていくのか、この点はいかかでしょうか。

議長(山居忠彰君) 菅井保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長(菅井 勉君) お答えいたします。

はじめに大腸がん検診の予算の対象人数でありますけれども、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、5歳刻みの市民の方の人数は約1,500人でありまして、さらに各事業所におきましては、一定の年齢に達しますと事業所の職員健診などで大腸がん検診をされているところもございますので、事業所に属されていない市民の方を対象と推計いたしまして、60%の方がその対象になるだろうという推計をいたしまして、1,500人の60%で900人です。さらに、受診率でありますけれども、目標の受診率といたしまして50%を設定いたしました。そこで、900人の50%で450人となりますが、大腸がん検診につきましては、従来の当初から予算に計上しております35歳以上につきましては、検診を計上しておりますので、それらと重複する方がおりますので、その人数を60人いたしまして、差し引き450引く60でありまして、390人というふうに推計いたしたところでございます。

肝炎ウイルス事業につきまして申し上げます。肝炎ウイルスにつきましては、40歳から5歳刻みで、いわゆる上限がないと言いますか40歳、45歳、50歳といくわけなんですけれども、40歳以上の5歳刻みの人口につきましては約3,000人いらっしゃいます。そこで、3,000人の方のうち肝炎検診を受けていない方が、未受診率を80%というふうに踏まえまして2,400人になります。そこで、目標の受診率につきましては20%を想定いたしました。さらに、同じように当初の現行の事業の中で40歳以上の未受診者につきまして、肝炎の検診の予算も組んでおりまして、先ほどの5歳刻みと重複する方が70人というふうに見込みましたので、差し引きしますと410人になりまして、この410人で予算計上いたしました。

さらに、先ほどお話のありました予算が足りなくなった場合につきましては、その場合は補正予算で審議をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長(山居忠彰君) 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） それで、特にC型肝炎のやつだけれども、これは大体市立病院、あるいは旭川医師会ここで受けられるんだけど、これはどういうふうにして選択をされるものなのか。

それから、市立病院と検診料が随分開きがあるわけですね。3,000円と1,560円というふうには差があるわけですね。この差額というのは、どういうところで差が生まれるものなのか。それで、安いほうと高いほうをどういうふうにして市民は選択、受診する人は選んだらいいのか、この点はいかが考えているのでしょうか。

議長（山居忠彰君） 菅井所長。

保健福祉センター所長（菅井 勉君） はじめに、市立病院と旭川市医師会の検診の選択の部分についてでありますけれども、まず、市立病院成人病健診センターのほうで受診することができる分につきましては、6月と9月に検診を受けることができまして、これはB型肝炎とC型肝炎の2つの検診の単独の検査であります。さらに、それ以外に例えば各種の健診、あるいはそれぞれ事業所で行われております人間ドック、その時に追加検診といいますか、そういう形で市立病院において肝炎の検診も受けることができる形となっております。さらに、旭川市医師会が実施しております検診につきましては、国保の特定健診を実施する時に、例えば朝日地区におきましては6月21日から24日まで、あるいは10月31日、あと多寄地区、上士別地区、温根別、下士別、武徳、中士別地区につきましても、国保の特定健診を実施する時に追加の検診として実施できる形となっております。市民の方につきましては、その中で選択していただく形となっております。さらに、肝炎検診につきましては、実は5月1日の全戸配付のチラシの中で事前に通知させてもらっておりますとともに、さらに、5歳刻みの方につきましては、それぞれ該当される方に個別に郵送で通知をさせていただきます。

2点目の市立病院と旭川市医師会の受診単価の件でございますけれども、市立病院につきましては3,000円となっております。この中身につきましてはC型肝炎部分が2,400円、B型肝炎部分が600円となっております。さらに、旭川市医師会につきましては1,590円となっております。B型については310円、C型につきましては1,280円となっております。かなり差があるんですけども、この部分につきましては、まず、従前旭川市医師会につきましては、直営の検査部門を持っておりました。そこで、その時に診療報酬点数の6割から7割をめどに設定をされていたというふうに聞いております。診療報酬につきましては2年に1回程度改訂があるんですけども、旭川市医師会につきましては、あくまでも診療報酬は検診料を決める参考の数字でありますけれども、診療報酬の改訂があっても検査料金は控えているところでありますとともに、旭川市医師会につきましては、特定健診をメインにやっております。その中で追加でC型肝炎、B型肝炎を実施するという部分がありまして、採血を担当する看護師につきましても特定健診のほう為主でやられている部分がありまして、そういう意味では廉価といえますが、控えめな金額で実施されているところであります。市立病院の単価につきましては、あくまでも診療報酬の点数を参考に設定をされているというふうに聞いています。

以上です。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） そうすると旭川医師会は、相当医師会として負担してやってくれていると。市立病院は診療報酬の単価だけれども、医師会もそれで見るとしたら3,000円ということなんでしょ。それはやっぱり1,000円近く、随分医師会は負担してくれていると、こういうことなんです

か。

議長（山居忠彰君） 菅井所長。

保健福祉センター所長（菅井 勉君） 旭川市医師会が負担しているといいますが、原価を割ってまでというふうには判断してないんですけれども、市立病院につきましても、本来、診療報酬単価でいきますと、本当は3,000円以上かかるところなんですけれども、診療報酬からいきますと、B型肝炎の検査料で348円、あるいはC型で1,440円、あるいは採血料、文書料とかかかりますと、本来でありますと、もっと高い部分かなというふうを考えておりますけれども、そこで3,000円というふう設定されているふう聞いております。

以上です。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 結局、市立病院で受ける分は70人ですよ、予定はですよ。それから、医師会のほうでは340人でしょ。これは、市立病院が忙しくてじゃなくて、値段がということなんです。同じ検診なのに、これだけ値段に差があるから、市立病院で受けるのは70人で、医師会のほうは340人という見通しをあなた方が立てているということなんですか。

議長（山居忠彰君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 市立病院のまず単価の関係なんですけれども、一般の診療報酬は1点10円というふう聞いていますけれども、これは、特別にこの分の検査をするということで、やっぱり経費がかかるということで、1点聞いているところでは12円という計算がされておると。そのほか文書料なんかも合わせまして3,304円ですけれども、端数を切り捨てて3,000円の単価としておると。

旭川医師会につきましては、先ほど菅井所長のほうから申しあげましたように、各病院の努力によってこの単価は決めれるということなんですけれども、逆に診療報酬の1点は6割、7割というようなことで、1点7円ぐらいの額でそのままずっときているというようなことから、これだけ差があるのかなと。ただ、原価割れをしているとか、そういったことはないということは何っております。

それから、検診者の人数の関係でありますけれども、1日に検診のできる人数というのは、今の市立病院の体制上、人数が定められておることから、そこで今その人数を、市立病院については何名ということで、そのような検診の内容ということで計画いたしているものであります。

以上です。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 受ける人は、みんなただなんだけれどもさ、だけど、それであれば市立病院をもっと利用したほうがいいんじゃないかという気がするんだけれども、300何円原価割れするから、市立病院に負担になるからって意味なんですか。そういう期間もやっぱり、対象者っていうのはもっといるわけだから、だから、そういうことで、はがきも出したり、周知もするんだということなんだけれども、受診率を上げる上でも、やはり近い市立病院を期間延ばして受けさせるようにしたらどうなんですか。

議長（山居忠彰君） 織田部長。

保健福祉部長（織田 勝君） 市立病院の今の検診者数の状況につきましては、市立病院のほうとも打ち合わせをいたしておりますて、そして、受ける日程も14日間というようなことで話をしてお

ります。そして、そのうち何日の分については1日定員20人とか、あるいは1日定員5人という
ような体制の関係上、そのようにして協議をしております、現段階においては、その人数の受け
入れというようなことになっております。

議長（山居忠彰君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第7、議案第46号 固定資産評価員の選任についてを議題に供し
ます。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君） （登壇） ただいま議題となりました議案第46号 固定資産評価員の選任に
ついて、御説明申し上げます。

固定資産評価員でありました有馬芳孝前市民部長の後任に三好信之市民部長を選任いたしたく、
地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） お諮りいたします。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、原案同意と決定いたしました。

議長（山居忠彰君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

平成23年第2回臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前 10時59分 閉会）